## ■第1回市民自治推進会議ー資料3 第4次市民自治推進会議について

#### 1 目的

市民自治推進会議(以下、「会議」という。)は、札幌市自治基本条例(以下「条 例」という。) 第31条及び第32条に定める、市民自治によるまちづくりに関する施策・ 制度についての評価及び条例の規定について検討を行うため、条例第33条に基づき設置 される機関であり、学識経験者や地域のまちづくり活動の実践者、市民自治に関心があ る市民によって、幅広い見地から評価・検討を行うことを目的とする。

#### 札幌市自治基本条例(抜粋)

第31条 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って評価さ れ、又は運用されているかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならない。 2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければ ならない。

第32条 市は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検 討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。

第33条 前2条の規定による市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度についての評価及び この条例の規定についての検討を行うため、札幌市市民自治推進会議を置く。

#### 2 構成

- (1)条例第33条第2項の規定に基づき、計7名の委員をもって組織する。
- (2) 札幌市市民自治推進会議規則第2条の規定に基づき、会議に座長を置き、委員の互 選によってこれを決定する。

## 3 評価・検討の対象及びその内容

条例第31条の規定に基づき、札幌市における条例の各条項に基づく施策等の運用状 況について、条例の理念に沿った取組内容となっているかを検証し、札幌市における市 民自治の取組についての評価を行うとともに、条例第32条の規定に基づき、条例全体 の規定を対象とした見直し等の措置に関する検討を行う。

また、今回の第4次会議では、前期の第3次会議で検討の視点が整理された、市民参 加条例条の在り方についても検討を行う。

## 4 評価・検討の方法

第1回会議で、事務局(市民自治推進室)から札幌市全般における市民参加の取組状 況等を説明し、第2回会議以降に市民参加条例の在り方、条例・施策等の評価検討につ いて、必要に応じて担当部局にヒアリングを行うなど情報を集約しながら、検証を実施。

## 5 会議の位置づけ

条例第32条の規定に基づく前回の条例の見直しから令和3年度末で5年を経過するこ とから、令和2年度から令和3年度にかけて、条例の見直しに係る方向性を決定する。 また、市民参加条例の制定可否に係る方向性についても決定する。

# 6 今後のスケジュール(案)

R2年3月18日 4月~7月 8月~R3年2月 3月 6月 8月~9月 10月 R4年2月 4月 第1回 会議 第2~3回 会議 第4~7回 会議 市 第8回 会議 第9回 会議 民 《委嘱式》 市 自 民 市民参加条例の ・ 座長の選出 ・これまでの ・報告書の内容 • 現狀報告 治 条例改正 改正条例 パブリック 市議会へ 自 ・会議の目的説明 検討の視点に基 各条文と関係施策に係る 評価検討に 決定 推 改正案提出 あり コメント実施 施行 治 スケジュール確認 づいた課題点の 係る総括 課題・改善点の抽出 進 推 • 現状報告 検証 ・課題等に対する意見交換 ・報告書の方 本 淮 向性確認 部 会 市民自治推進本部の決定に基づく の 条例改正 報告書の作成 市民参加条例の在り方検討 条例・施策等の評価検討 報 取組の実施 なし 告 今 市 民 後 ・評価検討における資料の整理 自事 の 具体的な市民参加条例 ・「市民自治を考える市民ワークショップ」の開催結果整理 治務 ・報告書の取りまとめ補助 市民参加条例 方 ・各部局における市民自治の取組状況等調査 素案の内容については 推局 制定あり 針 ・関連部局との調整 別涂検討 決 課 定